

高知県造林事業実施基準

高知県造林事業費補助金交付要綱の規定に基づく事業実施の内容は、この実施基準に定めるところによる。

1 事業の内容

(1) 人工造林

優良な育成単層林の人工林の造成を目的として行う地拵え、植栽（大苗の植栽及び補植を含む。）、低質林等における前生樹の伐倒、除去を行う事業とする。

(2) 樹下植栽等

優良な育成複層林の造成及び天然更新による森林の育成並びに「面的複層林施業の実施について」（令和6年3月29日付け5林整整第925号林野庁長官通知。（以下「面的複層林施業通知」という。）を目的として、地拵え、植栽（大苗の植栽を含む。）、不用萌芽又は不用木の除去、不良木の淘汰を行う事業とする。

(3) 改良

天然性林内の林相を、導入すべき林分を構成する樹種（以下「目標樹種」という。）の高度利用を目的として林相の改良を行い、育成単層林施業又は育成複層林施業を行う事業とする。

(4) 下刈

育成単層林施業又は育成複層林施業を行う林地において、目標樹種の健全な育成を目的として、支障となる雑草木を刈り払う事業とする。

(5) 雪起こし

森林経営計画、特定間伐等促進計画又は経営管理実施権配分計画（以下「森林経営計画等」という。）の対象森林で突発的に発生する気象害（雪害）により、被害を受けた人工林の林木の回復を図ることを目的として、その施行地の造林木の成立本数の30%以上が雪圧倒伏した林分において実施するものとし、下刈りと同一の施行地で行うものに限るものとする。

なお、実施期間は被害の発生した会計年度及び翌年度内とする。

(6) 倒木起こし

森林経営計画等の対象森林で突発的に発生する火災、気象害、病虫獣害等による被害（以下「気象害等」という。）により、被害を受けた人工林の林木の回復を図ることを目的として、その施行地の造林木の被害率が、30%以上が倒伏した林分において実施するものとし、下刈り又は除伐と同一の施行地で行うものに限るものとする。

なお、実施期間は被害の発生した会計年度及び翌年度内とする。

(7) 除伐

育成単層林施業又は育成複層林施業を行う林地において、目標樹種の健全な育成を目的として、不用木の除去（侵入竹を含む。）、不良木の淘汰を行う事業とする。

(8) 保育間伐

育成単層林施業又は育成複層林施業を行う林地において、目標樹種の適正な密度管理を目的として、不用木の除去（侵入竹を含む。）、不良木の淘汰を行う事業とする。

(9) 間伐

育成単層林施業又は育成複層林施業を行う林地において、目標樹種の適正な密度管理を目的として、不用木の除去（侵入竹を含む。）、不良木の淘汰、搬出集積を行う事業とする。

(10) 更新伐

育成複層林の造成及び育成（面的複層林施業の対象森林における適正な密度管理を含む。）並びに人工林の広葉樹林化の促進のための適正な更新を目的として不用木の除去（侵入竹を含む。）、不良木の淘汰、搬出集積（被害木を含む。）を行う事業とする。

(11) 一貫作業

標準伐期齢以上の林分において、林相転換を目的とする不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰、支障木やあばれ木等の伐倒、搬出集積、地拵え、植栽（大苗の植栽を含む。）の各作業を並行又は連続して行う事業とする。

(12) 防火林帯整備

防火林帯の整備を目的とする不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰、支障木やあばれ木等の伐倒、搬出集積を行う事業とする。

(13) 緩衝林帯整備

野生鳥獣被害対策として、緩衝林帯の整備のために行う不用木（侵入竹を含む。）の除去を行う事業とする。

(14) 特定林地改良

要土壌改良対象地又は森林病虫害等により被害を受けた土地で、森林の機能の早期かつ確実な回復を図るため土壌改良を行う必要のある土地及び林地化を図る耕作放棄地等において人工造林等林地改良事業を行うものとする。

(15) 機能回復整備事業（特定森林造成事業）

ア 花粉発生源植替

花粉発生源となっている林分において、立木の伐倒、搬出集積、地拵え、コンテナ苗の花粉症対策苗木等による植栽を一体的に実施する事業とする。

イ 付帯施設等整備（林木被害防止施設等整備）

花粉発生源植替に付帯する施設として行う鳥獣害防止施設等整備とする。

(16) 付帯施設（鳥獣害防止施設等）

原則、植栽（人工造林及び樹下植栽）に付帯する施設として行う事業とする。

ただし、鳥獣害防止ネットについては、生育を目的とする樹種が当該森林又は近隣の森林において鹿の食害等が見受けられ、放置することにより甚大な被害が予想される場合は、下刈り・除伐・間伐等に付帯する施設として実施できるものとする。

また、一体的に実施した施業の実施の翌年度の初日から起算して5年後までの間に、暴風、洪水、高潮、地震その他の異常な天然現象やこれに起因する倒木等により被害を受け、機能が適切に発揮されなくなった施設の復旧（維持管理に係るものを除く）については対象とする。

(17) 付帯施設等整備（荒廃竹林整備）

周辺の森林を被圧しつつある荒廃竹林の整備とする。ただし、(1)、(2)、(4)から(10)又は(13)のいずれかの施業と一体的に実施するものに限り、全体事業量の中で荒廃竹林整備の事業量が一体的に実施する施業に係る事業量を超えないものとする。

(18) 森林作業道（森林作業道とは主に高性能林業機械等の林業用機械が通行可能な簡易な施設をいう。以下「森林作業道」という。）の開設及び改良

(1)から(15)の事業を行うために必要な森林作業道は、高知県森林作業道作設指針に定めるものとする。

なお、高知県森林作業道作設指針に則る既設の森林作業道で、当該作業道と同一線形や施業対象区域の拡大を伴わない開設など、森林施業の効率性向上に貢献しない森林作業道整備は対

象としない。（復旧を除く）

(19) 森林保全再生整備

野生鳥獣による被害を受けた森林において、森林被害の防止、野生鳥獣の移動の制御等を図るための鳥獣害施設等の整備及び誘引捕獲とそれに必要な施設の整備等を行う事業とする。

2 補助事業の採択要件

別紙による、事業区分別の内容に適合する場合は、補助事業として採択することができるものとする。

ただし、次の要件に該当する場合はその限りではない。

(1) 人工造林について

天然林を伐採して行う人工造林については、森林の持つ多様な機能の維持増進を図ることを目的として、当面の間、補助対象としない。ただし、放置竹林を特殊地拵えにより整備した箇所又は侵入竹林を伐採した跡地における拡大造林については、補助対象とする。

(2) 下刈について

隔年下刈については、低コスト育林指針に基づき、施業の省力化及び低コスト化を目的として、計画的に実施する場合に限るものとする。

(3) 除伐、保育間伐、間伐について

ア 別紙(6)の4のオのただし書きにより、森林環境保全整備事業の森林環境保全直接支援事業において13齢級以上で実施する間伐については、森林経営計画等を樹立した森林で実施する場合に限るものとする。

(4) 付帯施設（鳥獣害防止施設等）

ア 植栽の付帯施設として設置する場合

植栽とセットで森林環境保全整備事業計画等に計画されている場合であって、近隣の森林において鹿等の食害が発生又は食害の被害が予想される場合に実施すること。また、原則、植栽の補助申請と同時に手続きを行うこと。ただし、特定機能回復事業の被害森林整備として鳥獣害防止施設等の施設改良（復旧を含む）を行う場合はこの限りではない。

イ 除伐又は間伐等の付帯施設として設置する場合

森林環境保全整備事業計画等に当該事業種目の付帯施設として計画されている場合であって、近隣の森林において鹿等の食害が発生又は食害の被害が予想される場合に実施すること。

(5) 付帯施設等整備（荒廃竹林整備）

荒廃竹林整備（除伐、保育間伐、間伐又は更新伐で行った侵入竹の除去を含む。）の施行地において、当該施業の実施後も発生する竹の処理を行う必要がある場合は、竹の処理のみを当該施業の実施の翌年度の初日から起算して3年後までの間に実施できるものとする。

(6) 特定機能回復事業（森林緊急造成）について

人工造林、樹下植栽等、下刈り、除伐、付帯施設等整備、森林作業道整備を補助対象とする。

(7) 森林保全再生整備について

ア 野生鳥獣の食害等による被害を受けた森林については、原則として「森林被害報告について」（昭和53年5月18日付け林野保第235号林野庁長官通知）に基づく林野庁への報告により被害が明らかとなっている箇所を含む林班とする。

イ 野生鳥獣の食害等による被害を受けた森林の保全再生に必要と知事が認める場合は、被害を受けた森林周辺の森林で事業を実施することができるものとする。

ウ 野生鳥獣の捕獲・処分にあつては、あらかじめ十分な技術的指導を受け、野生鳥獣に関する知見を有したうえで着手すること。

3 その他

(1) 特定機能回復事業（被害森林整備）における森林保全再生整備

ア 事業費の積算

補助対象とする事業費の算出は実行経費をもって行うものとし、その構成・内容等は「森林保全再生整備における実行経費の算出について」（平成26年3月31日付け25林整整第1352号整備課長通知）に基づき算出すること。

イ 補助金の交付申請

補助金の交付申請を行うときは、実行経費を算出した計算書を添付して行う。

ウ 竣工検査

現地において補助金交付申請者から提出された実行経費の計算書を基に、当該事業の査定を行い竣工検査調書を作成する。

(2) 森林空間総合整備事業における森林整備事業

ア 事業費の積算

補助対象とする事業費の算出は実行経費をもって行うものとし、その構成・内容等は森林環境保全整備事業実施要領の運用第16を準用すること。

イ 補助金の交付申請

補助金の交付申請を行うときは、出来高設計書を添付して行う。

ウ 竣工検査

現地において補助金交付申請者から提出された出来高設計書を基に、当該事業の査定を行い竣工検査調書を作成する。

(附則)

この実施基準は、平成21年6月1日から施行し、平成21年度の補助金から適用する。

この実施基準は、平成23年7月1日から施行し、平成23年度の補助金から適用する。

この実施基準は、平成24年7月13日から施行し、平成24年度の補助金から適用する。

この実施基準は、平成25年6月20日から施行し、平成25年度の補助金から適用する。

この実施基準は、平成26年8月19日から施行し、平成26年度の補助金から適用する。

この実施基準は、平成27年8月19日から施行し、平成27年度の補助金から適用する。

この実施基準は、平成28年7月1日から施行し、平成28年度の補助金から適用する。

この実施基準は、平成29年7月1日から施行し、平成29年度の補助金から適用する。

この実施基準は、平成30年7月3日から施行し、平成30年度の補助金から適用する。

この実施基準は、令和元年7月22日から施行し、令和元年度の補助金から適用する。

この実施基準は、令和2年7月31日から施行し、令和2年度の補助金から適用する。

この実施基準は、令和3年7月1日から施行する。ただし、国の令和2年度事業については、従前の例によるものとする。

この実施基準は、令和4年7月19日から施行する。ただし、国の令和3年度事業については、従前の例によるものとする。

この実施基準は、令和 5 年 7 月 31 日から施行する。ただし、国の令和 4 年度事業については、従前の例によるものとする。

この実施基準は、令和 6 年 6 月 13 日から施行する。ただし、国の令和 5 年度事業については、従前の例によるものとする。

この実施基準は、令和 7 年 5 月 30 日から施行する。ただし、国の令和 6 年度事業については、従前の例によるものとする。

この実施基準は、令和 8 年 4 月 1 日から施行し、令和 8 年度事業から適用する。ただし、国の令和 7 年度事業については、従前の例によるものとする。

この実施基準は、令和 8 年 7 月 22 日から施行する。ただし、国の令和 7 年度事業については、従前の例によるものとする。

(別 紙)

(1) 人工造林・樹下植栽等 実施基準

1 事業内容

- ① 樹下植栽及びコンテナ苗による人工造林の植栽本数は、1 ha当たり501本以上であることとする。
- ② 人工造林又は樹下植栽等における地拵えを実施した施行地においては、当該地拵えを実施した年度又はその翌年度内に植栽又は播種を実施するものとする。
- ③ 低質林等における前生樹の伐倒、除去（以下「特殊地拵え」という。）は、次に掲げるいずれかの要件を満たす場合に実施できるものとする。
 - ア 立木の蓄積が1 ha当たりおおむね30m³以上80m³以下で小径木が大部分を占める森林（竹林の場合はその蓄積が1 ha当たりおおむね100束以上の竹林）において行うものであること。ただし、保全松林緊急保護整備の特殊地拵えについては、この限りではない。
 - イ 立木の蓄積が1 ha当たりおおむね30m³以上の気象害等による被害森林において行うもの又は知事が定める松くい虫被害対策事業推進計画に基づいて行うものであること。
- ④ 特殊地拵えを実施した場合は、原則としてその実施の翌年度の初日から起算して2年以内に植栽による更新を行うものとする。
- ⑤ 特殊地拵えのうち、伐採前特殊地拵え（副林木が旺盛に繁茂している等により公益的機能の高度発揮が困難な人工林において、副林木の伐倒、除去を行うものをいう。）については、副林木に主林木を含めて伐採する場合の主林木の伐採本数の場合は、当該主林木のおおむね20%の範囲内とする。
- ⑥ 被害森林整備における人工造林の実施期間は、被害の発生した会計年度及びこれに続く4箇年以内とする。
- ⑦ 特殊地拵えには搬出集積を含むものとする。

2 事業区分

① 地拵え

「地拵え有り」、「地拵え無し」及び「機械地拵え（グラップル）」の3区分とする。
全木集材を行った皆伐跡地や複層林施業などで、植栽地点を中心に60cm四方の地被表物の除去を行った程度の整理に関しては地拵え無しを適用する。また、特定機能回復事業の林相転換特別対策（花粉発生源対策タイプ）で行う人工造林に伴い実施する地拵えに関しては、機械地拵え（グラップル）を適用するものとする。

② 植栽本数

補助金の適用区分は下記のとおりとする。ただし、スギ又はヒノキの場合、1 ha当たり2,500本以下の本数による植栽の適用区分によるものとする。ただし、保安林の指定施業要件において、植栽本数の指定がある場合はこの限りではない。また、コンテナ苗を使用する場合、原則、1 ha当たり2,000本以下の植栽によるものとする。

ア 501本

1 ha当たり 501本以上1,000本以下を植栽する施業

イ 1,001本

1 ha当たり1,001本以上1,500本以下を植栽する施業

ウ 1,501本

1 ha当たり1,501本以上1,750本以下を植栽する施業

エ 1,751本

1 ha当たり1,751本以上2,000本以下を植栽する施業

オ 2,001本

1 ha当たり2,001本以上2,250本以下を植栽する施業

カ 2,251本

1 ha当たり2,251本以上2,500本以下を植栽する施業

キ 2,501本

1 ha当たり2,501本以上2,750本以下を植栽する施業

ク 2,751本

1 ha当たり2,751本以上を植栽する施業

(注) スギ又はヒノキを植栽する場合、キ及びクは保安林等において1 ha当たり2,501本以上の指定施業要件がある場合に限り適用できる。

3 対象林齢

樹下植栽においては、上層木が3 齢級以上の林分とする。

ただし、面的複層林施業の対象森林にあっては、上層木が10 齢級以上の人工林とする。

(2) 改良実施基準

1 事業内容

① 支障物除去

種子の落下と稚樹の生長を促進するため、原則として雑草木を全刈りし落葉、落枝を除去する。

② 地表かき起こし

種子の侵入を容易にし稚樹の発生を促進するため、直径50cm以上を耕耘して地表を露出させる。

なお、1 ha当たりの地表をかき起こし数は、2,000個以上とする。

③ 不良木の淘汰

目標樹種の生長を促進させるため、目標樹種以外の木竹類を伐倒し、取除くものとする。

なお、目標樹種であっても立木密度が高く抜き伐りを要する場合は、適宜切り除いてよいものとする。

また、不良木の淘汰により、成立本数が少なくなり森林として成林する見込みがなくなった箇所に対しては、苗木の植栽を行うことができるものとし、苗木の植栽本数は、1 ha当たり2,000本未満とする。

④ 不用萌芽の除去

株立の本数は、1 株に3本を標準とするが、伐り株の密度によって適宜加減するものとし、生長見込みのある伸びのよいものを残し、他は切り除くものとする。

2 事業区分

① 改良A

目標樹種の混交する割合が本数率でおおむね30%以上70%未満の林分において行う施業

② 改良B

目標樹種の混交する割合が本数率でおおむね70%以上の林分において行う施業

(3) 下刈実施基準

1 事業内容

原則として全刈とするが、風衝地又は寒冷地等で造林木等の枯損のおそれのある箇所については、筋刈とすることができる。

① 全刈

ア 施行地内にある造林木等（目標樹種）以外の雑草及び木竹類を、刈払うものとする。

イ 造林木等に巻きついているつる類は、これを切り離し、造林木等の成育に支障のない箇所に取除くものとし、アと同時に施工するものとする。

② 筋刈

ア 造林木等の両側おおむね60cm以内にある造林木等以外の雑草及び木竹類を、刈払うものとする。

イ 造林木等に巻きついているつる類は、これを切り離し、列間に低く片付けておくものとし、アと同時に施工するものとする。

なお、この場合、雑草及び木竹類の繁茂が著しくて、刈払物を列間に置いては造林木等の成育を阻害するおそれのある場合は、その成育に支障のない箇所に取除くものとする。

③ その他

天然更新による森林の育成を目的として行う雑草木（侵入竹を含む。）の除去については、更新を目的とした伐採を実施する年度の初日から起算して1年前から実施できることとする。

2 事業区分

① 下刈（全刈り・1回刈りとする。）

育成単層林施業において、10年生以下の林分で行う施業とし、毎年刈り及び隔年刈りの適用は、原則として次の基準に準じて行うものとする。

種別 \ 林齢	1	2	3	4	5
毎年刈り	○	○	○	○	○
隔年刈り（例1）	○	○	○	×	●
隔年刈り（例2）	×	●	×	●	×
隔年刈り（例3）	×	●	○	○	○
隔年刈り（例4）	○	×	●	×	●

注1）×は未実施、○は毎年、●は隔年を適用

注2）4回目以降に実施する場合は、下刈りの必要性を証するに足る写真その他の資料の整備を要する

3 対象林齢

下刈りの対象林齢は、原則、5年生までとする。

ただし、生育不良箇所については10年生まで補助対象と出来るものとし、次のいずれかに該

当すること。

- ① 植林木の梢が草本類より低く被圧された状況であること。
- ② つる類の繁茂が激しく、植栽木又は目標樹種の健全な育成が困難な状況であること。

(4) 雪起こし実施基準

1 事業内容

当該林分の樹高並びに被害の程度によって次の基準に準拠して、3段階の作業を行う。

3 年 生 ～ 25 年 生
(1) 原則として人力による起こしであること
(2) 縄、テープ等により固定されること。
(3) 根踏みが実施されること。

2 事業区分

① 雪起こし

3年生から25年生林分において行う施業

(5) 倒木起こし実施基準

1 事業内容

当該林分の樹高並びに被害の程度によって次の基準に準拠して、3段階の作業を行う。

3 年 生 ～ 5 年 生	6 年 生 ～ 25 年 生
(1) 原則として人力による起こしであること	(1) 原則として機械器具による起こしであること
(2) 縄、テープ等により固定されること。	(2) 縄、テープ等により固定されること。
(3) 根踏みが実施されること。	(3) 根踏みが実施されること。

2 事業区分

① 倒木起こしA

3年生から5年生林分において行う施業

② 倒木起こしB

6年生から25年生までの林分において行う施業

(6) 除伐・保育間伐・間伐実施基準

1 事業内容

目標樹種の健全な生育に支障とならない公益的機能の維持増進及び人工林における育成複層林の造成に有益な樹種及び下層植生等については保存するよう配慮すること。

また、間伐木の選木に当たっては、雄花着花量の多い木にも留意して選木を行うこと。

2 事業区分

下記のとおりとする。

ア 除伐

造林木等（目標樹種）の健全な成長の障害となる不用木の除去を主体として、刈払機により、不用木又は不良木を淘汰する施業。

イ 保育間伐A

造林木等（目標樹種）の健全な成長の障害となる不良木の伐採を主体として、チェーンソーにより不用木及び不良木を、立木本数のおおむね30%以上伐採する施業。

ウ 保育間伐B

造林木等（目標樹種）の健全な成長の障害となる不良木の伐採を主体として、チェーンソーにより不用木及び不良木を、立木本数のおおむね30%以上伐採する施業。

エ 保育間伐C

森林経営計画等の対象林分で、伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が18cm未満の林分において、不良木の伐採を主体として、チェーンソーにより不用木及び不良木を、立木本数のおおむね30%以上伐採する施業。

オ 間伐

造林木等（目標樹種）の健全な成長の障害となる不良木の伐採を主体として不用木及び不良木を、立木本数のおおむね30%以上伐採するとともに、施業地外へ搬出集積する施業で搬出材積に応じて下記のとおり区分する。ただし、施行地の面積（除地等により施行地の面積と補助対象面積が異なる場合には、補助対象面積とする。）が1ha当たりの伐採木の搬出材積が10m³に満たない間伐については、保育間伐の単価を適用する。

(ア) 間伐1

搬出材積が1ha当たり10m³以上20m³未満であるもの。

(イ) 間伐2

搬出材積が1ha当たり20m³以上30m³未満であるもの。

(ウ) 間伐3

搬出材積が1ha当たり30m³以上40m³未満であるもの。

(エ) 間伐4

搬出材積が1ha当たり40m³以上50m³未満であるもの。

(オ) 間伐5

搬出材積が1ha当たり50m³以上60m³未満であるもの。

(カ) 間伐6

搬出材積が1ha当たり60m³以上70m³未満であるもの。

(キ) 間伐7

搬出材積が1 ha当たり70m³以上であるもの。

カ 間伐（20％）

造林木等（目標樹種）の健全な成長の障害となる不良木の伐採を主体として不用木及び不良木を、立木本数の20％以上伐採するとともに、施業地外へ搬出集積する施業で搬出材積に応じて下記のとおり区分する。

（ア） 間伐 1

搬出材積が1 ha当たり20m³以上40m³未満であるもの。

（イ） 間伐 2

搬出材積が1 ha当たり40m³以上であるもの。

3 事業の実施方法

- ① 上記2の「おおむね」の範囲は、規定された数値の2割以内とする。
- ② 保育間伐及び間伐は、事業地内をまんべんなく実施するものとするが、林縁、風衝地など風害の恐れがある区域や適正な成立本数を確保する必要がある場合は、所定の伐採率をおおむねの範囲で低減できる。
- ③ 掛かり木は除去するなど適切な処理をしておくこと。また、伐倒作業は労働安全衛生規則を守ること。
- ④ 谷川、道、隣接地（他の所有者が所有する山林や山林以外の土地などで、他の所有者の承諾を得ている場合を除く。）に伐倒しないこと。また、伐倒木がこうした区域に転落しないよう処置すること。
- ⑤ 列状間伐における伐採列数は、原則として1列とし、残存列を1列から4列までとする。間伐率は、伐倒列と残存列を合わせたものとする。
- ⑥ 保育間伐における伐採木は、過半程度の枝払い及び玉切りを実施のうえ、伐採木の整理（片付け）を行い、大雨等により施行地の下方へ流出することがないように適切に処理すること。

4 対象林齢

ア 除伐は、原則として下刈りが終了した11年生から20年生までの林分において行う施業とする。

ただし、下刈り以降手入れを殆ど実施していない森林において、不用木が主林木のおおむね30％を超える林分については25年生の林分まで対象とする。

イ 保育間伐Aは、原則として下刈りが終了した11年生から35年生までの林分において行う施業とする。

ウ 保育間伐Bは、36年生から60年生までの林分において行う施業とする。

エ 保育間伐Cは、伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が18cm未満の林分において行う施業であり、下刈りが終了した11年生から60年生までの林分において行う施業とする。

オ 間伐1から7及び間伐（20％）1から2は、11年生から60年生までの林分又は森林経営計画等に基づいて行うものであって市町村森林整備計画に定められる標準伐期齢に2を乗じた林齢以下の林分において行う施業とする。

ただし、民有林収獲表における残存本数（3等地）を、おおむね5割上回る森林（別添

1) についてはこの限りではない。

(7) 更新伐実施基準

1 事業内容

- (1) 更新伐で行う人工林整理伐（人工林において天然更新を図り針広混交林化、広葉樹林化を促進することを目的とするもの（面的複層林施業の一環として行うものを除く。）をいう。）では、主林木の伐採本数の割合は当該主林木のおおむね50%以下とする。ただし、特定機能回復事業（花粉発生源タイプ）により実施する場合は、残存木の間隔が主伐木の平均樹高の2倍までの帯状、群状の伐採ができるものとする。

ただし、実施区域に、笹類やシダ類などが繁茂（部分的な進入は除く）しておらず、補助事業の完了年度から起算して5年以内に高木となる樹種の進入が見込める箇所において実施すること。

※天然更新基準

ア 高木と成り得る稚樹の平均樹高がおおむね60cm以上（市町村森林整備計画で定める基準の2倍程度）であること。

イ 中木を含むha当たりの成立本数は3,000本以上、かつ、出現率が70%以上であること。ただし、成立本数に占める高木の割合が50%以上又は1,500本以上含まれていること。

ウ 高木となり得る樹種とは次の樹種とする。

（針葉樹）

スギ、ヒノキ、マツ（赤、黒）、モミ、ツガ、イチイ、カヤ、その他高木になりうる樹種

（広葉樹）

カシ類、ナラ類、カエデ類、スタジイ、ケヤキ、ブナ、ハウノキ、カツラ、タブノキ、クスノキ、トチノキ、サクラ類、クリ、リョウブ、その他高木になりうる樹種

- (2) 森林経営計画に基づいて行う更新伐とは、当該計画において主伐として計画されているものに限る。
- (3) 面的複層林施業の一環として更新伐を実施する場合は、面的複層林施業の実施について（令和6年3月29日付け5林整整第925号林野庁長官通知）定める要件や方法により伐採を行うものとする。

2 事業区分

育成複層林の造成及び育成並びに人工林の広葉樹林化の促進を主体として不用木及び不良木を、立木本数のおおむね20%以上伐採するとともに、施業地外へ搬出集積する施業で搬出材積に応じて下記のとおり区分する。ただし、施行地の面積（除地等により施行地の面積と補助対象面積が異なる場合には、補助対象面積とする。）1ha当たりの伐採木の搬出材積が10m³に満たない間伐については、保育間伐の単価を適用する。

(ア) 更新伐1

搬出材積が1ha当たり10m³以上20m³未満であるもの。

(イ) 更新伐2

搬出材積が1ha当たり20m³以上30m³未満であるもの。

(ウ) 更新伐3

搬出材積が1ha当たり30m³以上40m³未満であるもの。

(エ) 更新伐4

搬出材積が1 ha当たり40m³以上50m³未満であるもの。

(オ) 更新伐5

搬出材積が1 ha当たり50m³以上60m³未満であるもの。

(カ) 更新伐6

搬出材積が1 ha当たり60m³以上70m³未満であるもの。

(キ) 更新伐7

搬出材積が1 ha当たり70m³以上80m³未満であるもの。

(ク) 更新伐8

搬出材積が1 ha当たり80m³以上であるもの。

3 事業の実施方法

- ① 上記2の「おおむね」の範囲は、規定された数値の2割以内とする。
- ② 更新伐は、事業地内をまんべんなく実施するものとするが、林縁、風衝地など風害の恐れがある区域や適正な成立本数を確保する必要がある場合は、所定の伐採率をおおむねの範囲で低減できる。
- ③ 掛かり木は除去するなど適切な処理をしておくこと。また、伐倒作業は労働安全衛生規則を守ること。
- ④ 谷川、道、隣接地（他の所有者が所有する山林や山林以外の土地などで、他の所有者の承諾を得ている場合を除く。）に伐倒しないこと。

4 面的複層林施業の実施に当たっての留意事項

- ① 更新伐実施年度の翌年度の初日から起算して2年以内に、確実な更新に必要な措置を講じることとし、その方法については、現地の状況等に応じて、天然更新補助作業又は広葉樹や針葉樹の植栽による。
- ② 森林の有する公益的機能の維持増進を図るため、施業実施年度から起算して最低15年間は森林環境保全整備事業計画に定める当該森林が維持すべき立木材積を下回ることとなる伐採は行わないこと。
- ③ 更新伐を実施した森林については、面的複層林を確実に造成するため、更新伐の実施後、伐区における更新の完了が確認された年度の翌年度の初日から起算して10年経過しなければ、隣接区域において更新伐を行わないこと。

5 対象林齢

更新伐の対象林齢は、18齢級以下又は標準伐期齢に2を乗じた林齢以下の林分（面的複層林施業の一環として実施する場合は10齢級以上の場合に限る。）において行う施業とする。

(8) 一貫作業実施基準

1 事業内容

一貫作業は林相転換を目的とし、「伐採作業と造林作業の連携等の促進について」（平成30年3月29日付け29林整整第977号林野庁森林整備部整備課長通知）に則り、伐倒、搬出集積から植栽までの各作業を並行又は連続して行う。

- ① 地拵えは機械地拵え（グラップル）を適用するものとし、全木集材（皆伐）の直後に行うものとする。
- ② 植栽については、1 ha当たり2,000本以下を基本とする。ただし、広葉樹等であって、成林のために知事が必要と認めた場合には、1 ha当たり2,000本以上の植栽を可能とする。
- ③ 樹種については、「スギ花粉発生源対策推進方針」（平成13年6月19日付け13林整保第31号林野庁長官）に定められる花粉の少ない品種及び知事が花粉症を発生させるおそれがないと認める樹種を対象とする。
- ④ 前生樹を伐採するに当たり、生物多様性の保全の観点から、高木性の広葉樹等については、単木的に保残することができるものとする。

2 事業区分

① 伐倒、搬出集積

立木の伐採及び施業地外へ搬出集積する施業で、搬出集積は車両系又は架線系を適用する。

② 地拵え

機械地拵え（グラップル）を適用する。

③ 植栽本数

ア 501本

1 ha当たり 501本以上1,000本以下を植栽する施業

イ 1,001本

1 ha当たり1,001本以上1,500本以下を植栽する施業

ウ 1,501本

1 ha当たり1,501本以上1,750本以下を植栽する施業

エ 1,751本

1 ha当たり1,751本以上2,000本以下を植栽する施業

オ 2,001本

1 ha当たり2,001本以上2,250本以下を植栽する施業

カ 2,251本

1 ha当たり2,251本以上2,500本以下を植栽する施業

キ 2,501本

1 ha当たり2,501本以上2,750本以下を植栽する施業

ク 2,751本

1 ha当たり2,751本以上を植栽する施業

（注）オからクは、スギ又はヒノキを除く樹種に限り適用できる。

3 対象林齢

標準伐期齢以上の林分であること。

4 その他(採択要件等)

当該施業の実施の前年度の末日からさかのぼって5年以内に同一施行地において国庫補助事業による枝打ち、除伐、保育間伐、間伐又は更新伐を実施していない場合に補助対象とする。

(9) 特定林地改良実施基準

1 事業の実施方法

- ① 特定林地改良は、事業対象地の土壌母材の種類及び土壌の肥沃度により類別及び級別に区分し、これらの組合せにより施業方法を定めるものとする。

ただし、耕作放棄地等を事業対象とする場合には、当該地域の標準的な施行方法により実施することができる。
- ② 類別区分、級別区分及び施行基準は、森林環境保全整備事業実施要領の運用（平成14年12月26日付け14林整整第580号林野庁森林整備部整備課長通知）を参照し、決定すること。
- ③ 裸地については、アルファルファ、ラジノクローバー、ハギ等の草類を播種すること。また、植栽木の周辺にもできるだけ播種すること。
- ④ 草類を播種する土地及びその他酸性の強い土地については、地拵えの際、石炭を1㎡当たり約60グラム使用すること。
- ⑤ ②で定める施行基準において、A級及びB級については、植穴ごとに約120グラム埋わら等により有機物を補給すること。
- ⑥ 植栽樹種は、通常の造林樹種とし、植栽本数は1ha当たり3,500本程度とする。
- ⑦ 土壌改良木の植栽については、今後引続き生長見込みのある広葉樹等が前生樹として生立している場合は、その本数だけ土壌改良木の新植に代えて当該前生樹（以下「有用前生樹」という。）を活用することができる。この取扱いは、有用前生樹がまとまって生立しているおおむね100㎡以上の箇所についてその区画を明らかにして行う。

また、有用前生樹の生長促進を図るため、必要に応じて耕うん、施肥、整枝等を行う。
- ⑧ 低劣な立地条件を補うため必要と認められる場合には、敷わら、客土、排水溝、防風柵、防火樹帯等を設けることができる。ただし、これらの作業に伴う標準経費は事業本体の標準経費の50%の範囲内とする。

(1 0) 花粉発生源植替実施基準

1 事業の実施方法

- ① 立木の伐倒から植栽までの全てを同一の事業主体（事業主体が森林所有者から施業の実施について委託を受けている場合を含む。）が実施する場合に限る。
- ② 当該林分の主林木（スギ及びヒノキに限る。）のおおむね70%以上を伐倒すること。
- ③ 植栽については、コンテナ苗の花粉症対策苗木を使用するものとする。
- ④ 当該施業を、現に野生鳥獣による被害が発生している林分又は今後発生する恐れがある林分で実施する場合には、1の(13)のイにより植栽木の保護に努めること。
- ⑤ 当該施業において用いる花粉症対策苗木等とは、「スギ花粉発生源対策推進方針」（平成13年6月19日付け13林整保第31号林野庁長官通知）の別紙2の2の花粉症対策苗木及び当該施業実施箇所の都道府県知事が花粉発生源対策に資すると認める苗木とする。
- ⑥ 植栽の実施基準は別紙（1）人工造林・樹下植栽等 実施基準の1事業内容によるものとする。

(別添 1)

13齡級以上の間伐実施に伴う採択要件

○ 民有林収穫表 3等地

①スギ

林齢 (年)	齡級	残存本数 (本/ha)	採択要件 本数 (本/ha)
61	13	800	1,200
62			
63			
64			
65			
66	14	755	1,140
67			
68			
69			
70			
71	15	710	1,070
72			
73			
74			
75			
76	16	675	1,020
77			
78			
79			
80			
81	17	640	960
82			
83			
84			
85			
86	18	615	930
87			
88			
89			
90			
91	19	585	880
92			
93			
94			
95			
96	20	565	850
97			
98			
99			
100			

②ヒノキ

林齢 (年)	齡級	残存本数 (本/ha)	採択要件 本数 (本/ha)
61	13	775	1,170
62			
63			
64			
65			
66	14	715	1,080
67			
68			
69			
70			
71	15	665	1,000
72			
73			
74			
75			
76	16	615	930
77			
78			
79			
80			
81	17	580	870
82			
83			
84			
85			
86	18	550	830
87			
88			
89			
90			
91	19	525	790
92			
93			
94			
95			
96	20	500	750
97			
98			
99			
100			

③スギ・ヒノキ混植

林齢 (年)	齡級	残存本数 (本/ha)	採択要件 本数 (本/ha)
61	13	788	1,190
62			
63			
64			
65			
66	14	735	1,110
67			
68			
69			
70			
71	15	688	1,040
72			
73			
74			
75			
76	16	645	970
77			
78			
79			
80			
81	17	610	920
82			
83			
84			
85			
86	18	583	880
87			
88			
89			
90			
91	19	555	840
92			
93			
94			
95			
96	20	533	800
97			
98			
99			
100			